

郡山市営住宅駐車場使用料の納入通知書に係る  
金額の誤りについて

2023年5月11日

郡山市建設部住宅政策課

課長 高木 信幸 TEL：924-2631

郡山市営住宅指定管理者

㈩東急コミュニティー郡山市営住宅管理センター

所長 武藤 達也 TEL：924-7100

本市は、2023年4月1日から市営住宅管理業務の一部について指定管理制度を導入し、株式会社東急コミュニティーが指定管理者として施設の管理業務を行っています。(郡山市役所本庁舎3階に郡山市営住宅管理センターを設置)

このたび、指定管理者において、4月25日及び28日に発送した市営住宅駐車場2台目契約に伴う駐車場使用料の納入通知書の通知内容に、次のとおり誤りがあることが判明しました。

- 1 誤り内容 (1) 駐車場使用料を口座振替払いとしている方は、毎月月末に引き落としとなります。

今回、月の途中で新たに2台目契約を行ったため、2台目の駐車場使用料は口座振替がシステム上間に合わないことから、1台目の駐車場使用料を控除した金額で納入通知書を作成し発送すべきところ、指定管理者が2台分の金額で納入通知書を発送してしまいました。(8件)

- (2) 納入通知書払いの方については毎年4月に1年分の納入通知書を送付し、納入通知書に記載のある納期限日までに納入することになっております。

今回、月の途中で新たに2台目として契約した駐車場使用者に対しては、既に送付されている納入通知書で1台目分の駐車場使用料を納入しているかを確認せず、指定管理者が2台分の金額で納入通知書を発送してしまいました。(5件)

- 2 経緯・対応 5月1日に納入通知書が届いた納入義務者の方からの問い合わせにより発覚。調査の結果、13名の方へ誤って通知したことが判明。

5月1日及び2日に指定管理者が13名へ電話で謝罪するとともに、二重払いを避けるため、送付した納入通知書で支払わないよう依頼。

その後、5月11日現在で4名の方に二重払いが確認されたため、速やかに返金処理を行います。

返金額 8,000円(2,000円×4名)

- 3 原因 指定管理者が、市営住宅入居者情報を一括管理している住宅管理システムにおいて納入通知書を発行した際に、1台目駐車場使用料が納付予定であることの確認を怠った。

- 4 再発防止策      今後は、指定管理者における納入通知書発送までの確認体制及び住宅管理システムの処理手順等を再徹底させ、同様の誤りが発生しないよう再発防止に努めてまいります。

<参考：郡山市営住宅に係る指定管理業務>

- |         |  |
|---------|--|
| 【入居手続等】 | ・入居者の募集、申込受付<br>・同居、入居承継申請の受付<br>・異動届の受付 |
| 【退去手続】  | ・市営住宅明渡し検査                               |
| 【維持管理】  | ・市営住宅の通常修繕行為                             |
| 【家賃決定】  | ・収入申告書の受付、家賃の通知                          |
| 【納付書等】  | ・市営住宅使用料の納入通知書発送<br>・駐車場使用料の納入通知書発送      |
| 【家賃徴収】  | ・窓口収納<br>・督促、催告書の発送                      |